

伊丹市市民緑化助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例（昭和47年伊丹市条例第41号。以下「条例」という。）第15条および市民緑化協定に関する要綱の規定に基づき、緑化の推進に関する協定（以下「市民緑化協定」という）を締結した市民およびこれらの団体に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金)

第2条 市長は、市民緑化協定を締結したもの（伊丹市都市景観形成助成金交付要綱の規定により助成金を受け取ることができる者を除く。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、助成の対象となる事業が完了した後に行うものとする。ただし、上半期の末日（4月から9月までをいう。以下同じ。）その他市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の助成金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緑化団体助成金

(2) コミュニティ花壇助成金

(緑化団体助成金)

第3条 緑化団体助成金は、緑化維持管理協定（以下この同条において「協定」という。）を締結しているものであって、次の各号のいずれかに該当するものに交付する。

(1) 条例第12条第1項の規定による緑化推進地区（以下「緑化推進地区」という。）の住民で組織され、当該地区内の公共施設の緑化に関する維持管理作業を実践する団体

(2) 緑化推進地区の住民以外で組織され、公共施設の緑化に関する維持管理作業を実践する団体で、市長が適当と認めるもの

2 緑化団体助成金の額は、1協定当たり年額30,000円を限度として、市長が定める。この場合において、年度途中から協定を締結した場合または年度途中において協定を解除した場合は、

年額を12で除して得た額に協定の期間に応じた月数を乗じて得た額とする。

(コミュニティ花壇助成金)

第4条 コミュニティ花壇助成金は、コミュニティ花壇管理運営協定(以下この同条において「協定」という。)を締結しているものであって、次の各号に掲げる基準に適合するものを行うものに交付する。

- (1) コミュニティ花壇は、公衆の目に触れる場所に設置され、かつ、専ら特定の者の鑑賞の用に供されるものでないこと
- (2) 花壇を草花の鑑賞に適した状態に維持すること
- (3) 花壇の除草、清掃、水掛け等の維持管理作業を行うこと
- (4) 設置後、5年以上コミュニティ花壇として活用できるものであること

2 コミュニティ花壇助成金の額は、1協定当たり年額30,000円を限度として、市長が定める。この場合において、年度途中から協定を締結した場合または年度途中において協定を解除した場合は、年額を12で除して得た額に協定の締結した期間に応じた月数を乗じて得た額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じて当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 緑化団体助成金 緑化団体助成金交付申請書(様式第1号)、事業計画書、事業費内訳書、運営組織の構成表
- (2) コミュニティ花壇助成金 コミュニティ花壇助成金交付申請書(様式第2号)、事業計画書、事業費内訳書、運営組織の構成表

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成

金の交付および交付額を決定し市民緑化助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定を受けた者に対して、必要な限度において、技術的な指導を行うことができる。

（実績報告の提出等）

第7条 前条の交付決定を受けた者は、助成の対象となる事業が完了したときは、市民緑化助成金請求書に実績報告書（様式第5号）を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、上半期の末日において請求する場合であって、助成金の交付の時期が当該事業の完了前である場合は、実績報告書の添付を要しない。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の市民緑化助成金請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

（助成金に関する調査等）

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者に対して必要と認めるときは、助成対象事業の実施状況その他必要な事項について、報告を求め、または調査することができる。

（助成金の交付決定の取り消し、助成金の返還）

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた者または助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。市長は、取り消しを行う者については、市民緑化助成金交付決定取り消し通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(1) 偽り、その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 条例またはこの要綱に違反したとき。

(3) 市民緑化協定に違反したとき。

(4) 助成金の交付の対象となった事業の全部または一部を実施しなかったとき。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当

するときには、助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができない。市長は、返還を命ずるものについては、市民緑化助成金返還通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の伊丹市市民緑化助成金交付要綱第5条第2項の規定は、平成7年7月1日以後に生け垣助成金を交付した者について適用し、同日前に生け垣助成金の交付申請をした者については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、第5条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、第5条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

付 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は，令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際，第 5 条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は，第 5 条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際，現にある旧様式による用紙については，当分の間，これを使用することができる。